

新潟県自殺予防教育プログラムの活用について

1 生徒向け「SOSの出し方に関する授業」

- ・ 全ての生徒に対し、「SOSの出し方に関する授業」を実施する。
- ・ 学級単位で、担任及び他の教員等によるチームティーチングを基本に実施する。
- ・ 授業者は授業案、教材、パソコン等使用する機器など事前に確認しておく。DVDは説明部分と楽曲部分では画面の構成比が異なることにも留意する。
- ・ 授業者がスライド部分を説明する場合は、スクリーンに画像を投影し、原稿を忠実に読む。原稿を読むのはサブティーチャーが望ましい。スライド部分はDVDの視聴に代えてもよい。
- ・ 学級集団の状況によっては、グループワークを実施せず、自分以外の生徒の考え方に気付くことができるように授業者が何人かの生徒の意見を紹介するなどして、進め方を工夫して実施する。
- ・ 「学習課題」や「学習の流れ」は印刷して掲示するか、板書をする。
- ・ 生徒向けチラシ「ところが苦しいときは気持ちを聴かせてください」については、校内の相談体制を記載したものを授業の最後に生徒に配付し、相談窓口を周知する。

2 教職員向け研修

- ・ 教職員向け「生徒の自殺予防リーフレット」を活用するなどして、SOSの受け止め方に関する研修を行う。
- ・ 研修の講師は、スクールカウンセラー、学校が所在する市町村の保健師等や保健所の精神福祉相談員等の地域の支援機関、県立教育センター、民間のゲートキーパー研修等を実践している団体等に依頼するとよい。
- ・ 講師を依頼する際は、内容について具体的に打合せを行う。特に、学校の対応の在り方については、学校の管理職や生徒の支援を担当する職員が説明した方が望ましいことも踏まえて打合せを行う。

3 保護者向け啓発

- ・ 保護者向け「子どもの自殺予防リーフレット」を活用して保護者の啓発を行う。
- ・ 保護者が集まる機会に講演を行ったり、保護者面談の機会に配付したりする。
- ・ 講演の講師は、教職員向け研修と同様の講師に依頼するとよい。

4 相談窓口の周知

- ・ SOSの出し方に関する授業で配付するための生徒向けチラシを作成する際、校内の相談体制が生徒にとって相談しやすいものになっているか確認する。
- ・ 地域の相談窓口は生徒が卒業した後にも利用できるものであるが、在学中に周知できるよう、授業の最後で触れる。ただし、高等学校は広域通学のため、全ての地域の窓口を紹介することは難しいことから、ホームページに掲載してあることを紹介する。